

独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 民間金融機関と協調した融資の推進

福祉・医療分野については、今後、新たな成長が期待される分野と考えられることから、機構は当該分野に対する政策融資金融機関として大きな役割を担うことが求められているところである。

このため、機構は、福祉・医療分野について、民業補完を徹底し、融資対象の重点化を図るものとする。また、これまでの融資や経営診断を通じて得てきたノウハウ等を民間金融機関に積極的に提供するとともに、借り手側にとってメリットがあると思われる併せ貸しの一層の拡大を図ることにより、民間金融機関の参入を促し、福祉・医療分野の更なる成長に資するものとする。その際、機構による貸付実績において、併せ貸しの利用が進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉事業について要因を分析し、当該分析結果を踏まえて利用の向上に資する取組を行うものとする。

2 融資事業におけるモニタリングの推進

機構は、融資先の効率的な施設経営を図る観点から、経営基盤が脆弱とされている福祉・医療分野の事業者に対して、融資後の事業の状況や財務の状況等を把握するためのフォローアップ調査を引き続き実施するものとする。

第2 業務全般に関する見直し

上記に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。
- 3 上記 1 及び 2 のほか、既往の閣議決定等を示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。